

令和5年奥能登地震による

石川県被災住宅再建支援利子補給制度

制度の趣旨

令和5年5月5日の奥能登地震により、住んでいた住宅に一定の被害を受けた方が、県内で住宅を建設・購入、補修する際に、金融機関からの借入金の利子の一部を補給する制度です。

制度の概要

被災住宅の再建のために住宅復興資金を借入れた場合、利子の一部を5年間補給します。

利子補給対象事業

- ①土地購入を含み、住宅を建設・購入する方（融資上限額3,700万円）
- ②土地購入せずに、住宅を建設する方（融資上限額2,700万円）
- ③住宅を補修する方（融資上限額1,200万円）

※ ①、②は全壊～半壊の方、③は全壊～一部損壊の方が利用可能

融資上限額

最大3,700万円

※ ①の場合の融資限度額

利子補給率の上限

1.30% (R6.5時点)

※ 住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資制度」の利率

支給期間

5年間

申請条件

①対象者

以下のア～ウ、全ての項目に該当する方（法人を除く）を対象とします。

ア. 被災された方(※)又は被災された方の親族

※被災された方とは、令和5年奥能登地震により住んでいた住宅に罹災証明書を交付されている方です。

イ. 県内において、被災された方が住むための住宅の建設又は購入、被災住宅を補修する方

ウ. 住宅金融支援機構又は民間金融機関から借入れた方

②対象となる融資

令和5年5月5日から2年以内（令和7年5月4日まで）に金銭消費貸借契約を締結した、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資又は民間金融機関の住宅復興資金に係る融資が対象です。

提出先

融資を受けた金融機関へ必要書類をご提出ください。

（住宅金融支援機構の融資を借入れた場合は、実際に手続きを行った金融機関窓口へご提出ください。）

※融資を受けた金融機関によっては、申請書等を受付できない場合があります。

その場合は、申請者が直接県と全ての手続きを行う必要があります。

お問合せ

石川県土木部建築住宅課
まちづくりグループ
TEL. 076-225-1778
✉kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp

県ホームページで
詳細をご確認ください

(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/saigai/notojishinnrisihokuyu.html>)



※他の住宅再建を目的とする利子助成事業との併用はできません。